

社会福祉法人やまとみらい福祉会

役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまとみらい福祉会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(適用の範囲)

第2条 この規程の適用対象役員等とは、理事、監事、評議員、第三者委員、評議員選任・解任委員をいう。

(報 酬)

第3条 役員等に対し、職責に応じて次の通り報酬を支給する。

(1) 理事長の報酬は、月額 400,000円とする。

なお、理事長が行う業務は別紙1に掲げる通りとする。

(2) 他役員等に対し、報酬は支給しない。

2 報酬は、当月1日から当月末日までの1ヵ月とし、その期間分を翌月20日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に所得税法等法令に定められた額を控除し支払う。

(報酬額の決定基準)

第4条 報酬は職員給与の最高額（施設長・事務局長）を基準とし、決定する。

(費用弁償)

第5条 役員等が理事会・評議員会またはその他法人の業務の為、会議に参加した場合は、別紙2の通り費用を弁償する。ただし、役員且つ法人の職員である者に対してはこれを支給しない。

2 法人の業務のため出張した場合は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて交通費を支給とする。宿泊料も同様とする。

(改 正)

第6条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年 3月24日から施行する。

この規程は、平成30年 6月13日から施行する。

この規程は、令和 2年 6月29日から施行する。

この規程は、令和 7年 2月 3日から施行する。

(理事長が行う業務)

1. 定款細則に定める「日常の軽易な業務」に掲げる業務

- (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免。
- (2) 日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別な理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲のもの。
- (5) 建設工事請負や物品納入の契約のうち次のような軽微なもの。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。
- (8) 予算上の予備費の支出。
- (9) 入居者・利用者の日常の処遇に関すること。
- (10) 入居者の預り金の日常の管理に関すること。
- (11) 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響のあるものを除く。

2. 運営会議等への参加

3. 日常の事業運営に対する指示及び指導

4. 日常の決裁

| | |
|------------|-------------------------|
| 理事 | 一日につき 5,000 円 (回数に関係なく) |
| 監事 | 一日につき 5,000 円 (回数に関係なく) |
| 評議員 | 一日につき 5,000 円 (回数に関係なく) |
| 第三者委員 | 一日につき 5,000 円 (回数に関係なく) |
| 評議員選任・解任委員 | 一日につき 5,000 円 (回数に関係なく) |